

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主重視の原則の下、取締役の経営責任を強く意識しており、不正の防止及び意思決定過程の明確化、業務執行内容についての合理性の確保が図られるようなコーポレートガバナンスのあり方を充実させていくことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。なお、すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づいております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

・方針

当社グループは、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び当該政策投資によって得られる当社グループの利益と投資額や保有に伴うリスク等を総合的に勘案して、その投資可否を判断します。

・議決権行使基準

政策保有株式の議決権に関しましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行使します。株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行いません。

【原則1-7.関連当事者間取引】

当社は、当社取締役との取引、利益相反取引、また、主要株主又はその親族が代表を務める企業等との取引については、取締役会で審議した上で承認しております。また、主要株主が役員を務める企業等との取引については、監査役をメンバーに加えた専門の審査機関を設け、価格等の取引条件、取引に至る理由などを精査した上で承認しております。審査結果及び取引実績については、定期的に取締役会に報告しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、経営陣及び社員一人ひとりが事業活動を行う上で拠り所とする経営理念を以下のとおり定めています。

1) 私たちは顧客の満足を第一に考えます。

飲食店をはじめとする食関連事業者に対して、データベースをフルに機能させた有益なサービスを提供します。

ネットユーザーに対して、楽しさあふれる「食」の最新情報を日々提供します。

2) 私たちは社員が夢を持って働ける職場環境を考えます。

常に社員が進化しながら、夢を持って働ける職場をつくります。

家族に対する責任を十分に果たすことができるよう配慮します。

成果と能力が公正に評価され、自由に提案できる環境をつくります。

3) 私たちは常に社会性を重んじ、社会への貢献を考えます。

社会に向けて、楽しく、豊かな食生活を提案します。

世界に向けて、日本からの新しい食文化を発信します。

ネット事業を通して、社会の発展に貢献します。

4) 私たちは健全な事業利益と株主への正当な報酬を考えます。

革新的な研究開発・企画開発を行い、新たな試みを実践し、失敗は必ず償います。

新サービスを次々に市場に導入し、逆境に備えての蓄積を行います。

その結果として、株主への正当な報酬を約束します。

上記経営理念に基づき、当社の持つ事業基盤を活かすことで中核事業である飲食店支援事業を拡大することはもとより、新たな事業の拡大と創出を図ることで、当社の中長期的な成長を実現してまいります。

なお、中期経営計画については当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://corporate.gnavi.co.jp/profile/mid_term/

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社では、株主重視の原則の下、取締役の経営責任を強く意識しており、不正の防止及び意思決定過程の明確化、業務執行内容についての合理性も確保が図られるようなコーポレート・ガバナンスのあり方を充実させていくことを基本方針としております。

取締役会は、代表取締役2名を含む11名の業務執行取締役と2名の社外取締役により構成され、原則として毎月開催し、経営の重要な意思決定を行うとともに、業務の執行を監督しております。

監査役会は、5名の監査役(うち社外監査役4名)により構成され、原則として毎月開催しております。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務執行状況を監査しております。

なお、上記社外取締役2名及び社外監査役4名について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりま

す。

また、執行役員制度を導入し、取締役会による迅速な意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を分離し、ガバナンスを強化しております。さらに、取締役会で決議した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議し、あわせて業務執行の全般的統制を行うために常務会を設置し、原則として毎週開催しております。常務会は、業務執行取締役並びに執行役員で構成され、常勤監査役も出席しております。

(3) 取締役の報酬に関する基本方針と手続

取締役の報酬に関する基本方針と手続については、本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役報酬関係」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補の選任を行うに当たっては、能力、経験、人格、見識などを総合的に勘案し、当社の企業理念を十分に理解し、実践できる人材を選任しております。

また、食がビジネスの中心である当社にとって、女性の視点は重要であり、女性の役員登用も推進しています。

社外役員については、経営の監視、監督機能という役割を考慮し、会社経営の経験や専門性などを総合的に勘案して、選任しています。

(5) 個々の取締役・監査役の選任・指名に関する説明

個々の取締役・監査役候補者の指名理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載のとおりです。また、社外取締役・社外監査役の選任理由は、本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」会社との関係(2)及び「監査役関係」会社との関係(2)に記載のとおりです。

【原則4 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1 1

取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項のほか、重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準等は、取締役会規則に明記しております。

また、当社は、職務権限規程において、当社の業務執行に関する各職位者の責任と権限を定め、併せて同規程において当社の業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性の判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に基づき、独立社外取締役の独立性を判断しております。なお、多額とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいいます。

【原則4 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11 1

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性については、業務執行取締役は、年代・性別・国籍を問わず、当社事業に精通した人材を内部登用するほか、専門分野において豊富な知識・経験を持つ有能な人材を外部登用することが方針であります。社外取締役については、経営者・専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、かつ当社に対して大所高所から有用な提言ができる人材を登用することが方針であります。

取締役会の全体としての規模に関する考え方については、今後の事業展開と適正な社外取締役比率のバランスにかんがみ、定款で定める15名以内とするのが必要十分な人数と考えております。

補充原則4-11 2

当社は、取締役候補者及び監査役候補者並びに取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び事業報告並びに有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

補充原則4-11 3

当社は、取締役会の活性化に向けた取り組みとして、年間の開催スケジュールを予め定めることにより出席率の向上を図るとともに、十分な審議時間が確保できるよう余裕を持った時間設定を行っております。また、審議内容をより深めるため、議案の事前配布を実施しております。さらに、取締役会の実効性に関する分析・評価のために、全取締役及び監査役に対して取締役会の運営に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果、これらの取り組みについて一定の評価がなされていたことから、取締役会としては、当社の取締役会は実効的に機能していると評価しております。また、今後の改善に向けた意見がありましたので、引き続き実効性の向上に取り組めます。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

当社の取締役・監査役が求められる役割と責務を十分に果たせるよう、取締役の責任やコーポレートガバナンスに関して外部の専門家を招いたトレーニングの機会を提供しております。

就任後も、法令の改正や当社を取り巻く事業環境の変化に応じて、継続的にトレーニングの場を設けております。

また、社外役員の就任の際には、当社の事業の概要、経営理念等の情報を提供する機会を設けております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値向上のため、重要なステークホルダーの一つである株主・投資家との建設的な対話を通じ、相互の理解を深めることが重要と考えています。そのため株主との対話を促進するための体制を整備し、機関投資家や個人投資家との対話の機会を積極的に設定しております。

補充原則5 1 1

株主・投資家との対話の際には、株主の意見等を適切に経営に反映させるため、適宜、取締役社長、担当取締役等の経営陣が参加しております。

補充原則5 1 2

(1) 取締役社長は、株主との対話全般について統括しております。

(2) IR担当部署である総合政策室は、経理財務、経営企画、法務、総務等の関連部署と日常的に打合せや意見交換を実施しており、開示資料作成に際しても連携して内容の検討を行っております。

(3) 株主・投資家との建設的な対話の実現に資するために、法定開示及び適時開示に加え、当社グループの活動に関する有用な情報について

も積極的に開示しております。

機関投資家との対話に関する取組については、国内外の機関投資家との日常のミーティングに対応するほか、当社グループの経営戦略等の概略、業績や事業の状況及び株主還元等に関する説明会等を行っております。企業価値向上に向けた長期的な視点での対話の機会を持つことで、対話結果の経営への反映を容易にするため、可能な範囲で取締役社長や経営陣が機関投資家との直接の対話に参加しております。

個人株主等との対話については、貴重かつ重要な対話の機会である株主総会において、事業報告の内容や事業戦略等につき動画をを用いて分かりやすく説明した後、十分な質疑の時間を取ることで、当社グループの事業内容をより深く理解いただけるよう対話の機会を持っております。

(4) 機関投資家との質疑内容や意見等は適宜経営陣で共有し、当社グループの今後の経営に活かしております。

(5) 情報開示及びインサイダー取引防止に関する規程を定め、情報開示は迅速、公平かつ正確に行うこと及び重要情報の守秘義務を明記するとともに、これらを徹底するための定期的な教育を実施しております。

補充原則5 1 3

実質株主判明調査を定期的に実施する等、当社株主構造の詳細な把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
滝 久雄	12,986,500	27.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,200,500	6.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,912,700	4.09
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800	3.98
小田急電鉄株式会社	1,128,500	2.41
東京地下鉄株式会社	973,600	2.08
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 京浜急行電鉄口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	902,600	1.93
滝 裕子	847,000	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託東京急行電鉄口)	702,600	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	576,500	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は平成30年3月31日現在の状況です。

2. 上記のほか、自己株式が1,892,159株あります。上記の割合は、自己株式を控除して計算しております。

3. 平成29年5月22日付で、フィデリティ投信株式会社より大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成29年5月15日現在で1,591,200株(保有割合3.27%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

4. 平成29年6月21日付で、ワサッチ・アドバイザーズ・インクより大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成29年6月15日現在で2,331,243株(保有割合4.79%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
月原 統一	他の会社の出身者													
見並 陽一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
月原 統一		同氏は、過去10年以内に三井住友カード株式会社の代表取締役社長及び代表取締役会長を務めておりました。同社との間には、金券の購入及び当社加盟店への送客等に係る取引がありますが、いずれも取引金額は少額(年間100万円未満とし、以下の記載について同じとします。)であり、独立性への影響はありません。	経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
見並 陽一		同氏は、過去10年以内に東日本旅客鉄道株式会社の常務取締役を務めておりました。同社との間には、交通系電子マネーの決済に係る取引がありますが、取引金額は少額であり、独立性への影響はありません。	経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人、監査室は監査予定等の定期的な打合せを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増本 愈	他の会社の出身者													
石渡 恒夫	他の会社の出身者													
南木 武輝	弁護士													
浅沼 唯明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増本 愈			多企業にわたる監査業務経験に基づく公平な助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。

石渡 恒夫	同氏が取締役会長(代表取締役)を務める京浜急行電鉄株式会社との間で、共同サイトの運営、飲食店販促サービス、その他キャンペーンに係る取引がありますが、いずれも金額は少額であり、独立性への影響はありません。	京浜急行電鉄株式会社において長年にわたり財務及び会計に関する業務に従事し、経理部担当取締役を務められ、また、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づく公平な助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監査することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
南木 武輝		弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を社外監査役として当社の監査体制強化に活かしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。
浅沼 唯明	同氏は、過去10年以内に株式会社JR西日本コミュニケーションズの代表取締役社長を務めておりました。同社との間には、プロモーションに係る取引がありましたが、取引金額は少額であり、独立性への影響はありません。	経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光に関する豊富な知識と経験を有しており、専門家の視点から助言、提言をしていただけること、また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立した立場で取締役の業務執行を監督することが期待できるため、同氏を独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)及び社外役員の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬については、「固定基本報酬」、「年次賞与」及び「中長期インセンティブ」で構成しております。固定基本報酬は、役職別に固定額を定めて支給しております。

年次賞与は、各事業年度における会社の業績に応じて支給の有無及び支給額を決定いたします。その決定にあたっては、決算短信において公表している連結純利益の予想値を指標とし、取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案して決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬の決定にあたっては、社外取締役の意見を聴取した上で、株主総会で決議された総額の範囲内で、その配分を取締役会において決定しております。

なお、当社は、2018年6月20日開催の第29回定時株主総会において、上記の「中長期インセンティブ」に係る報酬制度として、従前のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬に代えて、当社の社外取締役を含む取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度をご承認いただきました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、重要な会議への出席機会を保障し、かつ、情報収集活動をサポートする体制を整えております。これにより、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査に係る情報、内部監査に係る情報、会計監査に係る情報及び内部統制部門に係る情報が、社外取締役、社外監査役、内部監査人、会計監査人及び内部統制部門との間で共有され、各自の業務に有効に活用されることを図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

現在、当社には相談役や顧問はおりませんが、役員等を退任した者で当社が助言、指導を委嘱する場合、取締役会で決議いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他の体制の状況

- ・当社は監査役制度を採用しております。
- ・当社取締役会は、原則毎月開催されております。取締役会は、代表取締役2名を含む11名の業務執行取締役と、独立役員である2名の社外取締役の計13名(男性10名・女性3名)により構成されております。
- ・当社監査役会は、原則毎月開催されております。監査役会は、独立役員である社外監査役4名を含む5名の監査役(全員男性)により構成されております。各監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務執行状況を監査しております。
- ・当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
- ・当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)並びに監査役とは、定款の規定並びに会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額の合計額としております。
- ・当社は経営管理体制の一層の強化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役から選任された9名(男性6名・女性3名)と、従業員から選任された10名(男性7名・女性3名)の計19名であります。
- ・内部監査を担当する部署として監査室を設置しており、人員は6名であります。
- ・当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結しており、同時に定款の規定並びに会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約も締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は86百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施しております。

2. 監査役の機能強化に関する取組み状況

監査役が、経営に関する重要事項を審議する場である常務会(原則として毎週1回開催)及び各部署から重要な業務報告がなされる場である業務報告会(原則として毎月1回開催)等)に出席し、業務に関する情報収集の機会を充実させることにより、監査の実効性を高め監査役の機能強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、創業者であり大株主である代表取締役会長が経営陣に加わり、株主の立場及び企業理念を踏まえた意見を述べ、代表取締役社長ら他の業務執行者とともに企業理念を実践し企業価値の向上に努めております。かかる企業価値向上への取組みによって一般株主の利益保護も図られていると考えてはおりますが、一般株主の目線から見た場合、大株主の利益に偏り一般株主の利益を損なうおそれがないのかといった懸念が生じる可能性もあります。そこで、かかる懸念を払拭すべく、当社では監査役会を構成する社外監査役を基本的に独立役員で構成するとともに、取締役の中にも独立役員である社外取締役を置き、取締役会における議決権の行使及び妥当性の監督を背景としたコントロールを業務執行取締役に対し及ぼすことにより、一般株主の利益保護にも十全を期しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令で定める期日に先立って発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会へ出席できるよう、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する三菱UFJ信託銀行が運営する議決権行使サイトにアクセスし、ご利用いただくことで実施可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会后速やかに当社ホームページにて株主総会における事業報告の説明動画を一般配信しております。 株主総会の招集通知については、証券取引所のみならず当社ホームページにおいても開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを企業ホームページに公表しております。 https://corporate.gnavi.co.jp/ir/management/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、第3四半期及び決算期の年3回、決算説明会を開催しております。説明会資料は、当社ホームページに掲載しております。また、説明会后、当社ホームページにて決算説明会における説明場面の動画を一定期間一般配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や適時開示資料、IRカレンダー、個人投資家向けコンテンツ等の情報を掲載しております。 https://corporate.gnavi.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合政策室にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに、企業の社会的責任を果たすため、企業理念、コンプライアンス指針にその内容を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

A. 基本的な考え方

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員(以下「取締役等」という)・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、当社グループ(当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ)のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
(2)当社は、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告しております。
(3)当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築しております。
当社は、コンプライアンス相談窓口運用規程を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署又は外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設けております。
報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施しております。
(4)当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。
(5)当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施しております。
(6)当社のコンプライアンス担当者は、当社及び当社子会社の役員、従業員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図っております。
(7)当社の内部監査部署は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づく監査計画に従い、当社子会社に対する内部監査を実施しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社の取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理規程を制定しております。
- (2)次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに、経営情報管理規程に基づき適切に保存・管理するものとしております。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・計算書類の附属明細書
 - ・稟議書
 - ・その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社グループ全体のリスク管理基本規程を制定しております。
同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化しております。
- (2)第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管しております。
- (3)当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査しております。
- (4)第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューしております。
- (5)当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、当社グループ全体の危機管理基本規程及び大規模災害時対応要領を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知するものとしております。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図っております。

- 1)職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等意思決定ルール の策定
- 2)取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
- 3)当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- 4)当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。
- (2)当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有しております。
- (3)当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当取締役に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。
- (4)当社子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行しております。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助しております。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部及び監査室に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができるものとしております。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者といいます。)
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならないものとしております。
- (4) 監査職務補助者の解雇、転配、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要するものとしております。
- (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要するものとしております。

7. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役は、監査役会への報告に関する規程に従い、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査役会に報告しております。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができるものとしております。

- 1) 常務会で審議された重要な事項
 - 2) 業務報告会で報告された重要な事項
 - 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 4) 内部監査に関する重要な事項
 - 5) 重大な法令・定款違反に関する事項
 - 6) その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
- (2) 当社グループ各社の役員・従業員は、上記(1)の3)、5)及び6)に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとしております。
- (3) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(1)の3)、4)、5)及び6)に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役又は監査役会に報告しなければならないこととしております。
- (4) 上記(2)及び(3)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、コンプライアンス相談窓口運用規程に準じた当事者保護の措置をとるものとしております。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- (2) 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を、監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

9. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査室の内部監査報告に合わせて行っております。また、コンプライアンス・リスク管理担当取締役との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査役会への報告等について遺漏のないことの確認を行っております。
- (2) 当社の監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図っております。

B. 整備状況

1. 上記「A. 基本的な考え方」のとおりです。

2. その他の具体的整備状況

(1) コンプライアンス指針の制定

当社は、当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに企業の社会的責任を果たすために、コンプライアンス指針を制定しております。

(2) 相談窓口の設置

コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、従業員が問題点を発見した場合には直接報告することができるようになっております。なお、報告・通報を受けたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、その内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、全社的な再発防止策を実施しております。同様にセクハラ相談窓口を社外に設置しております。

なお、全従業員に相談窓口利用手引を配布し、これらの相談窓口が適切に利用できるように啓発しております。

参考資料「模式図」：巻末の添付資料をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンス指針として定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、又は排除する体制をとっております。

(1) 対応総括部署及び対応担当者の設置状況

総務グループを対応総括部署とし、対応担当者を選任するとともに、必要に応じてコンプライアンス・リスク管理統括部署と協議して対応することとなっており、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

(2) 外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務グループ並びにコンプライアンス・リスク管理統括部署において、外部関係機関等から情報を収集・管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認資料として利用するようになっております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンス指針を受け、反社会的勢力対策規程を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等

があった場合の具体的な対応を定めております。

(5) 研修活動の実施状況

コンプライアンス指針を、グループウェアの掲示板及び社内各所に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底をしております。さらには、入社時及び定期的にコンプライアンス研修を実施しており、反社会的勢力排除の啓発活動を行っております。

(6) 取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛に関する事項は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、会社法、金融商品取引法等の法令や、証券取引所の定める開示に係る諸規則を遵守し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

適時開示に係る社内体制におきましては、基本方針を念頭に、管理本部管掌取締役を情報取扱責任者、総合政策室を担当部署とし、開示資料の正確性及びチェック機能の強化を目的としたディスクロージャー委員会を設置しております。

3. 適時開示の手続き

(1) 重要な決定事実に関する情報

当社及び子会社の決定事実については、総合政策室が証券取引所の定める適時開示規則等に定められた事項に該当するか否かを検討し、情報取扱責任者へ報告いたします。開示が必要な場合は、情報取扱責任者の指示のもと総合政策室にて開示資料を作成、ディスクロージャー委員会にて確認し、取締役会の決議後直ちに開示を行います。

(2) 重要な発生事実に関する情報

当社及び子会社の発生事実については、直ちに各部署の責任者から総合政策室へ発生事実に関する詳細が報告されます。報告を受けた総合政策室は発生事実を情報取扱責任者へ報告すると同時に適時開示規則等に定められた事項に該当するか否かを検討いたします。開示が必要な場合は、情報取扱責任者の指示のもと総合政策室にて開示資料を作成、ディスクロージャー委員会にて確認し、代表取締役社長の承認後直ちに開示を行います。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、当社グループ各社から収集した情報を基に、経理財務グループ及び関連部署にて開示資料を作成、ディスクロージャー委員会にて確認し、取締役会の決議後、直ちに開示を行います。

4. 適時開示の方法

当社では、開示を行う会社情報についてはTDnet及びEDINETを利用して直ちに開示を行い、併せて報道機関に対しても開示資料を配布いたします。また、公表された会社情報は当社ホームページに掲載する等、株主及び投資家等の皆様への迅速、正確かつ公平な情報提供に努めております。

参考資料「模式図」
(平成30年6月21日現在)

